

4. 医療に係る消費税に関する検討状況について

平成25年2月20日

厚生労働省保険局

医療課

1. 今後の消費税引上げにおける対応

○社会保障・税の一体改革による消費税引上げ

消費税率

5%

8%

10%

26年4月
診療報酬改定

27年10月
診療報酬改定

28年4月

○消費税に係る検討規定

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

第7条第一号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

第7条第一号ロ

低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合
合意文書(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党)

税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○第7条(消費税率引上げに当たっての検討課題等)について
・医療については、第7条第1号へに示した方針に沿って見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時まで、高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また、医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討を行う。

※ 3党合意による衆議院における法案修正により、①医療機関等の消費税負担に関する規定の条文番号が「第7条第一号へ」から「第7条第一号ト」にずれ、②第7条第一号ロとして複数税率導入に関する検討規定が追加された。

今後の対応（イメージ）

医療機関の仕入れ

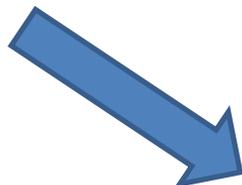
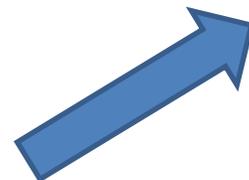
医療費

材料等の消費税
負担がある仕入れ

高額な
設備
投資

人件費等の消費税がか
からない仕入れ

平成元年、9年の
対応



今回の増税に
伴う検討

診療報酬で措置

材料等の消費税
負担がある仕入れ

高額な
設備
投資

人件費等の消費税がか
からない仕入れ

高額な設備投資は重点的に対応

材料等の消費税
負担がある仕入れ

高額な
設備
投資

人件費等の消費税がか
からない仕入れ

2. これまでの対応

- 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという高度の公共性を有するため、消費税は非課税。
- 消費税3%導入(平成元年)時と引上げ(平成9年)時の対応
医療機関等の仕入れに要する消費税負担分について、医療機関等の負担が生じないよう診療報酬で対応してきた。(消費税の対応として、平成元年に+0.76%、平成9年に+0.77%の改定を行い、消費税に関連する診療報酬の点数項目を引上げ)

(参考)消費税の基本的な仕組み

消費税と負担と納付の流れ(税率5%の場合)

取引の流れ

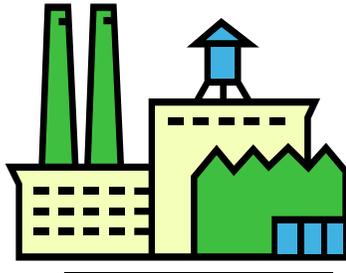
製造業者

納税義務者

小売店

納税義務者

消費者



取引

売上げ	1000
消費税①	50

納付税額 A

① 50

税務署への
申告・納付

売上げ	3000
消費税②	150

仕入	1000
消費税①	50

納付税額 B

② - ① 100

税務署への
申告・納付

仕入税額
控除

支払総額 3150

消費者が負担した消費税

150

各事業者が個別に納付した消費税

A+Bの合計

150

- 納税義務者は、製造業者や小売店
- 最終的な負担者は、消費者

(参考) 社会保険診療における消費税の取扱い

社会保険診療報酬は消費税非課税の取扱い

税率5%の場合
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)

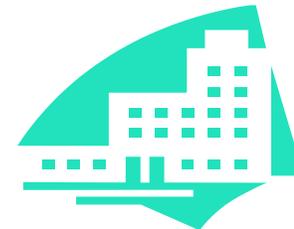
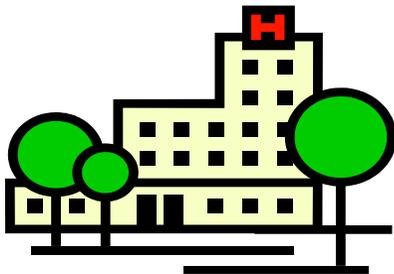
卸

納税義務者

医療機関等

患者

保険者



社会保険
診療

取引

売り上げ	1000
消費税①	50

診療報酬による売り上げ	3000 (診療報酬 対応分含む)
消費税	非課税

支払総額	(3000 (診療報酬 対応分含む))
×	患者の自己 負担割合

支払総額	(3000 (診療報酬 対応分含む))
×	1 - 患者の自己 負担割合

納付税額 A
① 50

税務署への
申告・納付

仕入	1000
消費税①	50

社会保険診療は非課税のため、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えない

納税はしない

- 納税義務者は、卸のみ。
- 社会保険診療は非課税のため、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えないが、仕入に係る税負担(本図では50)は診療報酬で手当てされている。

中央社会保険医療協議会

医療機関等における消費税負担に関する分科会における検討

1. 経緯

消費税引上げに対する診療報酬等における対応等について検討を行うため、中央社会保険医療協議会に、医療関係者や保険者、有識者などによる新たな分科会を設置。

2. 開催状況

これまで、第1回(平成24年6月20日)、第2回(7月27日)、第3回(8月30日)、第4回(10月31日)において、

- ・ 診療報酬における消費税の取扱い
 - ・ 平成元年の消費税導入時と平成9年の引上げ時の対応
 - ・ 医療機関等の行う高額投資に関する調査
- 等について議論

3. 委員構成

○ 公益、税制、会計有識者

関原 健夫 公益財団法人日本対がん協会常務理事
田中 滋 慶應義塾大学大学院経営管理研究所教授
石井 孝宜 石井公認会計士事務所所長
吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究所准教授

○ 支払側委員

小林 剛 全国健康保険協会理事長
白川 修二 健康保険組合連合会専務理事
花井 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長
藤原 清明 日本経済団体連合会経済政策本部長
田中 伸一 全日本海員組合組合長代行
伊藤 文郎 愛知県津島市長

○ 診療側委員

今村 聡 日本医師会副会長
鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
西澤 寛俊 全日本病院協会会長
伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
堀 憲郎 日本歯科医師会常務理事
森 昌平 日本薬剤師会常務理事

○ 医薬品、材料関係団体

折本 健次 明祥株式会社代表取締役社長執行役員
森 清一 株式会社エムシー代表取締役社長

医療に係る消費税の課税のあり方の検討（消費税）

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。